

教私第1987号
令和3年9月2日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園長 様
各私立専修学校（高等課程）・各種学校（外国人学校）校長 様

大阪府教育庁私学課長

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された
場合の対応ガイドラインを踏まえた基本的な対応について

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインについて、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添のとおり送付がありました。

本ガイドラインは、緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断に当たっての考え方について取りまとめられております。

このたび、本ガイドラインを踏まえ、別添のとおり、府立学校における児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応について定められましたので、私立学校園における対応の参考としてください。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

【添付文書】

- ・学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について
(令和3年8月27日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)
- ・児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応について(鑑・別添)
(令和3年9月2日付け教育振興室長通知)
- ・学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について(鑑のみ)
(令和3年9月2日付け大阪府教育庁市町村教育室小中学校課・教育振興室保健体育課長通知)

○新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じて登校しない児童生徒等への対応について

学校における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が非常に高い水準となっており、これまで以上に同感染症に係る不安を感じて登校しない児童生徒等の増加が想定されることから、このような児童生徒等に対しては、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないこととする旨、児童生徒等及び保護者に周知徹底するとともに、登校しない児童生徒等に対して、児童生徒等や保護者の意向も踏まえながら、積極的にオンラインを活用した学びの支援を行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

○幼稚園における居場所の確保の取組の検討について（令和3年8月27日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡抜粋）

幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組を検討してください。

（お問い合わせ先）

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

山本、浅野（06-6941-0351 内線 4835）

幼稚園振興グループ

成相、菅（　　　"　　　内線 4816）

専各振興グループ

江藤、大東（　　　"　　　内線 4862）